

受付印

納期の特例の承認申請書

個人番号又は法人番号												
特別徴収義務者 指定番号												
担当者												
氏 名												
係 名												
電 話	()											
	内線											

年 月 日 伊 丹 市 長 宛	申 請 者	住所又は所在地											
		氏名又は名称	氏 名										
			係 名										
			電 話	() 内線									

地方税法施行令第48条の9の10第1項及び市税条例第46条の3の規定に基づき、給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例の承認を申請します。

① 特例の適用を受けようとする税額…………… 年 月分以後の給与等の支払に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額

② 申請の日前6か月間における給与等の支払状況

雇用別	常時勤務者						臨時雇用者					
支給年月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
支給人員	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
支給金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

③やむを得ない理由による伊丹市徴収金の滞納の有無（有の場合は、その理由）……………有・無（理由：……………）

④申請書を提出した日の以前1年以内のこの特例の承認の取消しの通知の有無（有の場合は、その年月日）……………有・無（……………年 月 日）

⑤現に納期の特例を受けている場合、その税務署又は市町村名……………（……………）

○ 給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例制度について

- 1 この特例は給与の支払を受ける者の人数が常時に 10 人未満である特別徴収義務者に適用されます。

「常時に10人未満」というのは、常には10人を満たないということであって、多忙時期等においては臨時に雇い入れたものがある場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。

- 2 この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中の支払いに係る給与及び退職手当等について特別徴収した税額は次に掲げる期限までに納入してください。

6 月から11月徴収分 12月10日

12月から翌年 5 月徴収分 翌年 6 月10日

(この日が日曜日又は祝日のときはその翌日、又は、この日が土曜日に該当するときは原則としてその翌々日になります。)

- 3 滞納や著しい納付及び納入遅延をしているような場合には、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けましても滞納や納付及び納入が遅延しますと、この特例の承認を取消されることがあります。

- 4 この特例の承認を受けた者は、その者から給与の支払を受ける者が常時10人以上となるなど要件を満たさなくなった場合は、その旨を速やかに届け出てください。

○ 申請書の書き方

- 1 「申請者」欄は法人の場合は所在地及び名称を、個人の場合はその住所及び氏名を記入してください。
- 2 「①」欄には特例の適用の開始を希望する年月を記入してください。
- 3 「②」の欄にはこの申請書を提出された日前 6 か月間における雇用別、月別の給与（賞与等も含む）の支給人員及び支給金額を記入してください。
- 4 「③」「④」「⑤」の欄には該当に応じて記入してください。